



新しく整備された「北門」

東北大学法学部同窓会 会報

第39号
東北大学法学部同窓会

〒980-8576
仙台市青葉区川内
東北大学法学部内
Tel・Fax 022-795-6181
発行日 平成24年7月20日

印刷所
株廣済堂



川内だより

会長 水野紀子

平成二十三年四月に、法学研究科長・法学部長に選任され、同窓会長を務めさせていただいております。本年度も同窓会会長として微力を尽くす所存ですので、同窓生の皆様におかれましては、変わらぬご支援・ご協力を賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

東日本大震災から一年余りが過ぎました。改めて、東日本大震災で罹災されました。同窓会員の皆様にお見舞い申し上げます。また地震発生直後から物心両面にわたる心温まるご支援をくださった同窓会員の皆様に、心より厚く御礼申し上げます。震災以来、被災地も日本もさまざまな困難に直面する日々が続きました。講義棟を結ぶ通路等の補修はまだ完成していない部分も残りますが、講義をはじめとする大学の日常には支障はなく、学内の日々は落ち着いております。今年は、学年通りに新入生を迎える、新入生たちと中善並木の桜を眺めることができました。そのような当たり前の日常を過ごせることの幸福を感じております。

大学の日々は日常に復帰したとはい

え、何もかも失われた被災地を見ると、「言葉を失う」という言葉さえ、あまりにも陳腐に思えます。被災の重さはこの上なく大きく、あの日を境に大きな断絶があつて、震災前は紀元前のようにです。仙台にありますと、毎日死者を思つて祈る人々が身近に何万人も、何十万人もいることを、忘ることはできません。未曾有の被害を出した被災地をいかに回復するかという課題は、重く複雑で、たやすく答えはでないでしよう。被災された方々のためにできることを探りながら、地域社会の再生のために努力するしかありません。また原発の問題を筆頭に、ここまで被害を大きくしてしまったこの国のかたちについて根本から考えなおすことも、必要な課題です。学生たちも、若い感受性と情熱で、この困難な課題に取り組んでいくってくれるものだと思います。

法学部同窓会は昭和三四年に発足して、半世紀以上の歴史を数えます。同窓会員の皆様の平素からの多大なご支援に対し、心から御礼を申し上げます。これまでの先輩会員の方々の様々のご苦労が現在の同窓会活動の土台となつており

会 報

ますことに感謝申し上げるとともに、今後の更なる発展のために微力を傾けて努力いたす所存でござりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

法学研究科・法学部の近況等につきまして、教員スタッフの移動を中心にご報告いたします。研究大学院では、平成二三年一二月一日に久保野恵美子准教授（民法）が教授に昇任され、今年三月末に岡本勝教授（刑法）及び吉田正志教授（日本法制史）が定年でご退職、四月一日付で名誉教授となられました。御二方は本学の同窓生で長年にわたり母校での後輩の指導にご尽力いただきました。また小粥太郎教授（民法）（一橋大学教授に移籍）、宮田誠司教授（刑事法）（検察庁に復帰）、シェーファー准教授（ドイツ法）が、それぞれ本年三月末で退職されました。四月には坂本忠久教授、遠藤伸子教授、西本健太郎准教授、遠藤聰太准教授、石綿はる美准教授を新任教員としてお迎えしました。坂本教授は千葉大学法経学部教授から吉田名譽教授の後任として日本法制史を、遠藤教授は検察庁のご経験から宮田教授の後任として刑事法を、西本准教授は東京大学公共政策学連携研究部特任講師から国際法を、遠藤准教授及び石綿准教授は東京大学大学院法学政治学研究科助教から、それぞれ遠藤准教授は刑法、石綿准教授は民法、を担当されるスタッフとして着任され、今後の研究教育活動を担つてくださる心強いスタッフです。公共政策大学院では、榎本俊一教授が経済産業省に復帰のため昨年九月に辞職、橋本逸男教授（外交論）が任期満了のため、仲野武志准教授（行政法）が京都大学教授へ移籍のため、それぞれ三月末に本学を離れました。助手・助教の動きを見ますと、佐藤浩子助手（五月）・川人典子助手（六月）・渡辺順子助手（二月）が一身上の都合で辞職され、助教

では都築直哉氏が司法修習のため、岩本学氏が富山大学に転出のため昨年十一月に、伊藤吉洋氏が近畿大学特任講師就任のため本年三月に、それぞれ本学を離れました。昨年七月には新任助教として、櫻井博子氏及び堀見裕樹氏が本学法学研究科から採用され、本年四月から同様に、津田雅也氏及び川村一義氏が採用されました。

また特筆すべきこととして、平成二三年秋の叙勲で、藤田宙靖名譽教授（元最高裁判事）が旭日大綬章を受章されました。本学にとても誇らしく、まことにおめでたいことでした。藤田名譽教授には、今年の春、新入生たちに講演をお願いし、学生たちは感銘を受けておりました。講演の内容は、また同窓生の皆様にも来年の会報でお届けいたします。

次に、法学研究科・法学部における研究教育活動についてお知らせいたします。

法学研究科が中心となつて平成二〇〇六年六月に採択されたグローバルCOEプログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」は、活発な活動を続けてきて、今年度は最終年度になります。このプログラムは、グローバル化が進行する世界で生じている諸問題を、男女共同参画と多文化共生の二つの観点から解明し、それらの知見を融合しながら解決策を提示することを目的としています。さらには、内外の研究教育機関との連携を強化し、グローバルなネットワーキングを進めています。諸外国では、中国・精華大学、社会科学院、フランス・リヨン第二大学、エコール・ノルマル・シュペリュール（ENS - Lyon）、英国・シェフフィールド大学等と連携し、また韓国・国民大学、梨花女子大学、米国・コロンビア大学、カナダ・オタワ大学をはじめとする研究教育機関との連携を進めています。これらの機関との連携によって、研究プロジェクトにおける共同研究・国際会議の実施や、クロスナショナル・ドクトラル・コースでのジョイント（ダブル）、ディグリーを行う協定の締結、学生の派遣・受け入れを行っています。以上のプログラムの活動状況については、ウェブサイト <http://www.law.tohoku.ac.jp/gcoe/> で情報を発信していますので、どうぞ

の形でまとめることとしており、すでに次々に出版されています。またプログラムの研究成果を公表する媒体として、GEMCジャーナルが英文と和文で発行されており、第七号まで刊行されています。

このような研究活動と平衡しつつ、プログラムの教育活動では、国際社会で指導的材となる若手研究者を育成するため、東北大学と諸外国の大学との双方で博士号を同時に取得する、いわゆるジョイント（ダブル）ディグリーのコースとして、「クロスナショナル・ドクトラル・コース（CNDC）」を設置し、平成二一年一〇月から順次、学生を受け入れており、ディグリーを取得した修了者も送り出しています。また研究・教育の任務に携わる博士号取得者を念頭に置いたグローバルCOEフェローの任用を通じて、フェローに対する「若手研究者育成プログラム」を推進しています。

以上のようないくつかの研究教育拠点を形成する一方で、国内外の研究教育機関との連携を強化し、グローバルなネットワーキングを進めています。諸外国では、中国・精華大学、社会科学院、フランス・リヨン第二大学、エコール・ノルマル・シュペリュール（ENS - Lyon）、英国・シェフフィールド大学等と連携し、また韓国・国民大学、梨花女子大学、米国・コロンビア大学、カナダ・オタワ大学をはじめとする研究教育機関との連携を進めています。これらの機関との連携によって、研究プロジェクトにおける共同研究・国際会議の実施や、クロスナショナル・ドクトラル・コースでのジョイント（ダブル）、ディグリーを行う協定の締結、学生の派遣・受け入れを行っています。以上のプログラムの活動状況については、ウェブサイト <http://www.law.tohoku.ac.jp/gcoe/> で情報を発信していますので、どうぞ

ご覧くださいますよう、お願ひいたします。

平成一六年に片平キャンパスに開設された法科大学院・公共政策大学院は、修了生にとって就職の門戸が狭いという構造的な問題を抱えつも、順調に発展してきました。とりわけ施設面において、平成二二年度には、片平キャンパス内に、法科大学院・公共政策大学院・ジエンダー平等多文化共生研究センター・法政実務教育研究センター・法政実務図書室等を収容する「片平エクステンション教育研究棟」が完成しました。学生によりよい学習環境を提供できるようになつたことを喜んでおります。

法科大学院では、全国的な法科大学院の学生定員見直しに鑑み、法学未習者に対する教育について少人数教育をより徹底し教育の実効性向上を図るため、平成二二年度から学生定員を一〇〇名から、法学未習者について二〇名を減じて、八〇名にしました。また新司法試験合格率の向上を図るために、入試制度やカリキュラム・科目構成を見直すなどの努力を続けています。卒業生のうちには、被災地に赴いて被災者のために無料法律相談等のボランティアに貢献的に活動している弁護士たちがおり、彼らを送り出せたことを誇らしく思います。

公共政策大学院では、毎年度、特色ある授業科目として政策実務の習得を目的とした体験型授業である「公共政策ワークショップ」を開講しています。「公共政策ワークショップ」では、地域の自治体等が直面する課題に関して、教員・学生が一丸となって考究し、最終的に政策提言をとりまとめて、実際に自治体等に提出しています。今回の被災からの復興に向けて、この政策提言は、学生にとつても自治体にとつても貴重なものとなると思われます。概算要求が認められて、平成二三年度から博士

課程後期三年の整備を進めています。法科大学院は、実務法曹の育成の中核を占めるようになります。たが、法科大学院において研究教育活動を担うる研究者教員（後継者）の養成が、必ずしも十分に行われていません。また、博士課程における高度専門研究教育へのニーズが、研究職志望者だけではなく、国際機関の上級職員、各国の行政機関の政策プログラムなど、国際的な舞台で活動を行う高度専門職業人を志望する者などに拡大・多様化しています。これらの状況に対応するための改革として、具体的には、法科大学院修了者（法曹資格取得者）を対象とし、実定法研究者の養成を目的とした「後継者養成コース」、研究教育の国際化を推進するため外国研究教育機関と連携する「国際共同博士課程コース」、従来型の「法制理論研究コース」の3コース制を導入しました。

「後継者養成コース」は、主に法科大学院を修了し法曹資格を得た者を対象とするコースで、理論と実務双方に透徹した理解をもつ実定法研究者の養成を目的とします。研究者教員と実務家教員による集団指導体制によって、論文指導を中心とするカリキュラムを提供し、研究に必要なリサーチ能力、論文執筆能力を涵養するコースです。現在、四名の院生が在籍しています。「国際共同博士課程コース」は、グローバルCOEプログラムで先行して実施しているクロスナショナル・ドクトラル・コース(CND)を発展させ恒久化させるものです。このコースでは、これまでの国際連携を活かしながら、特に東アジア圏の有力な研究教育機関との連携を強化して、「東アジア共同体」構想を担保する高度専門職業人の養成を視野に入れた博士課程教育を実施します。法学研究科と海外パートナー機関各一名の二名の指導教

員の下で、研究指導を中心としながら、加えて国際的舞台での活動に必須の英文ライティングスキル、英語によるプレゼンテーションスキルの向上を図る研究科に於ける学生の意識向上、博士課程教育全体から優秀な学生が入学してくれることによって、新たな形での国際共同研究が推進され、ひいては法学研究科に於ける学生の意識向上、博士課程教育全体の水準向上を目指しています。

最後になりましたが、本学では百周年を機に始められた「ホームカミングデー」行事が本年度は一〇月六日に行われますので、同期会等でご来仙の折にはぜひ片平・川内キャンパスに立ち寄り、学生・教員と交流していただければ幸いです。法学部は、仙台の地で、何時でも皆様のおいでをお待ちしております。

平成24年5月末現在の会員構成(概数)

① 通常会員	8,617名
② 学生会員	894名
③ 特別会員	27名
④ 不明会員	5,121名
⑤ 逝去会員	2,732名
計	17,391名

講演要録



「法律の現場」—権利と権利擁護

「日本弁護士連合会」事務総長

弁護士 荒 中（昭和54年卒）

本稿は、平成23年5月6日、法学部新入生に対して行われたオリエンテーションにおける講演の要録です。

自己紹介
皆さんこんにちは！仙台弁護士会の荒といいます。名前は「中」と書いて「ただし」と読みます。

まずは皆さん、ご入学おめでとうございます。今日、五月六日入学式を迎えた百六十四名の方々だそうです。心からお祝い申し上げます。私は、昭和四十八年に入学しました。今TVや新聞で報道されているあの相馬地方の相馬高校を三月に卒業いたしました。大学に入学して六年間、二年ほど悩みながら、そして勉強して昭和五四年に卒業し、その年の十月に司法試験に合格し、翌年昭和五十五年四月に三十四期修習生として二年間司法修習を行いました。

実務修習が一年四ヶ月、全体修習が八ヶ月でしたが、私の実務修習は仙台でした。以来三十年以上も仙台との縁が続いております。弁護士になつて最初の三年は修行（イソ弁）ということになりました。四月に独立して、現在は同じく東北大学の後輩の大橋洋介弁護士と協同で「荒・大橋法律事務所」という事務所を運営いたしております。

さて、弁護士は「弁護士会」

に所属いたしますが、これは全国で唯一認められている自主組織なのです。

つまり、どこからの指導・監督も受けずに自分たちで運営する組織で、たとえば弁護士を处罚できるのは弁護士会だけであるということから、我々自身が適切な運営をするということを期待しているし義務付けられていますので、我々には大きな責任が課せられておりますが、私はその「弁護士会」の運営に携わりました。さきほどご紹介がありましたように、「仙台弁護士会」の会長を平成二〇年四月から二十二年三月までの一年間つとめ、宮城県全体の弁護士活動に係わさせていただきました。

また、平成二十一年四月から二十二年三月まで、今は三万人を超える組織になりましたけれども、強制加入団体である「日本弁護士連合会」の副会長として、「日弁連」全体の運営にも係わさせていただき、自主組織の責任を果たす側に立つて活動させていただきました。

弁護士活動の中で得たもの

ところで、弁護士は主として委員会活動の中で様々な活動を行っておりますが、私のこれまでの活動を、三十年を三分割

してご紹介しますと、最初の十年くらいは「子どもの権利」ということに係わりました。子どもたちの問題（高齢者や障がい者）は医療同意が出来にくく存在であります。子どもというものは、大人になるための階段を「歩一歩」上がつて行く人たちなのです。が、そういう人たちが巻き込まれるトラブル、そういう人たちが引き起すトラブルを紐解いておりました。さきほどご紹介がありましたように、「仙台弁護士会」の会長を平成二〇年四月から二十二年三月までの一年間つとめ、宮城県全体の弁護士活動に係わさせていただきました。

その後の十年くらいは「消費者問題」に係わりました。皆さんもご承知のとおり、全国でも百万人とも二百万人ともいわれる多重債務者の債権処理を、彼らが被害者であるという視点をもつて権利擁護の立場から支援を行う活動をいたしました。皆さんは若いから知らないかもしれません、昔NTTが「ダイヤルQ2」というサービスを始めたところ、電話代が一ヶ月百五十万円にもなる被害を受けたことがあります。市民が続出したことで、日弁連の消費者委員会副委員長としてこれに対処したこともあります。さらに消費者問題をやるべきは、弱い立場に立つているときは、弱い立場に立つていても人を思うことがなかなかできないのです。自分が弱い立場に立たされて初めて実感できるのですね。

たとえば、子どもたちは判断能力も不十分で、心と身体のバランスもとれない中で事件を起こしたり事件に巻き込まれたり、被害者になつたりすることがありますが、そこでは子どもたちが自身の権利を行使できな

「弱い立場」に立つということ**—「権利」と「権利擁護」—**

さて、皆さんも体験されるでしょうが、健康で生活しているときは、弱い立場に立つていても人を思うことがなかなかできないのです。自分が弱い立場に立たされて初めて実感できるのですね。

たとえば、子どもたちは判断能力も不十分で、心と身体のバランスもとれない中で事件を起こしたり事件に巻き込まれたり、被害者になつたりすることがありますが、そこでは子どもたちが自身の権利を行使できな

いので我々が支援する形をとるのですけれども、子どもたちが持っている「権利」というものがよくわからない。子どもたちの「権利擁護」をはかるといつてもその「権利」とは何かという問題を突きつけられるのです。同じように消費者問題をやっていると、消費者被害が起きたにつけ、消費者の「権利」とは何なのかという問題が突きつけられます。そして、高齢者や障がい者が、いつもやれていったことが高齢や障がいによってやりにくく状態になる、その中で高齢者や障がい者というものの特性をしっかりとられて支援をしてゆくとはどういうことなのか?彼らの持っている「権利」とはどういうものなのかを考えねばなりません。こうした問題は他にもあると思います。

患者として生きる、被疑者、被害者として生きるあるいは女性として生きるというのもそうです。介護を受ける側で被介護者として生きる、被後見人として生きる、また労働者として生きる場合にもこの問題は存在します。

そういうことを考えざるを得ない立場に立つていると感じられるのが、ここ数十年間の私なのです。

【権利】・【権利擁護】とは何か。

「権利」・「権利擁護」とは何か。
そんなことコンピュータで調べればいいではないかといわれるかもしれません、第一、権利擁護の定義が法律で定まっているでしょうか？判例で人権・権利というものがこうい

場には使えないな。」と思ふ、
実際には子どもや消費者、高齢者、
者や障がい者に係わっている人
間として定義づけてみようと
思つたのです。

簡単な表現として

卷之三

基準として何をものでないればならない。その事象が説明でき、理解し、これを定義づけたものが機能するのでなければならぬ。」というものです。この「説明概念」「道具概念」というのは、当時学生だった私に強烈なインパクトを与えてくれました。「権利」や「権利擁護」の概念も説明するだけでは駄目なんです。現場で使えるものでなければならない、法律実務の世界で機能するものでなければならない、つまり道具として使えるものでなければならないのです。先ほど私が紹介した二つの定義は、私の恩師からいただいた言葉に照らしてみると、まだ足りないことが実感できま

そして今日はここまで交通手段を使ってくる、帰りにちょっとお茶を飲むので喫茶店に寄りた
いが少しお金が足りない、そこで銀行に寄つて引き落とすなどを
一週間で考えてみると、何なくさりげなく苦もなくやつてい
ることがもつと拡がります。これをお茶を飲むので喫茶店に寄りた
一週間で考えてみると、何なくさりげなく苦もなくやつてい
ることがもつと拡がります。これを三ヶ月、一年で見ると、さ
らに拡がります。

ところでこうした、何気なく
さりげなく苦もなくやつている
ことが、先ほど言つた「弱い立
場」に立つた時に出来にくくな
る。たとえば、高齢者や障がい
者が、判断力や体力が衰えてゆ
くと移動の自由が損なわれて、
やっていたことがやれなくなる

ます。

が人として尊ばれることを求める力を権利といい、その力を行使している人たちを支えることを権利擁護という。」などです。

しかし、色んな説明を聞いて

赴任された藤田宙靖先生が行政法を担当されていました。藤田先生をご存知ですか？最高裁判事をなさつた方です。その先生が教えてくださつた判断基準で未だに使つてゐるのです。

何気なくさりげなく苦もなく

1

何気なくさりげなく苦もなく
というキーワード
ではどうしたらよいか?そもそも
市民が市民生活の中で行
使するものであることからす

者として消費生活をしていた人が、避難所生活をすることで欲しいものがなかなか手に入れられなくなる。自宅で介護を受けている人が、介護事業所に入つ

て世話を受けると今まで近くの病院に通っていたのにその病院に通えなくなる、など「弱い立場」に立たされると色んなことが出来にくくなる。そういう時に、「弱い立場」に立っていることを分解して理解し、その人たちが何を望んでいるかを考える。望んでいることをこちら側がきっちり受け止めて、やりにくくなっていることを出来るだけ可能にしてあげること、それが「権利擁護」ではないだろうかというふうに考えます。今日は十分な時間がありませんので途中を少し端折ってお話ししていますが、ここは大事なところなのでもう一度いいます。

我々の世界で何気なくさりげなく苦もなくやれていることが出来にくくなることが「弱い立場」に立つということであって、「弱い立場」に立つていても、我々のような普通の人間が何気なくさりげなく苦もなくやつていることを、自分もやりたいと思ふそれを求める力を「権利」といい、求めている人たちに対してもそれをやれるように支援していくことを「権利擁護」というのではないか。私は今、このように思っているのです。

これをもう少し平たくいうと「権利」とか「権利擁護」というものは、なになにされない権

利などと消極的なものではなく
もつと積極的なものととらえる
必要があるということです。皆さ
んがこれから刑法で学ぶことに
「法益」という言葉があります。
人は「みだりに命を奪われない」
「みだりに傷つけられない」「み
だりに自由を束縛されない」「み
だりに名譽やプライバシーを傷
つけられない」「みだりに財産
を侵奪されない」ということで
すが、この生命・身体・自由
名譽・財産の五項目、これらの
ことが満たされていれば普通の
生活ができるでしょうか?そん
な馬鹿なことはありませんね。
なになにされない権利だけが権
利じやない。されないようによ
するものが「権利擁護」じゃない
という視点から考えるべきもの
だと思います。

「人前」というキーワード

て世話を受けると今まで近く病院に通っていたのにその病場に通えなくなる、など「弱い立場」に立たされると色々なことが出来にくくなる。そういうに、「弱い立場」に立つていてことを分解して理解し、そのたちが何を望んでいるかを考える。望んでいることをこちらがきっちり受け止めて、やりくくなっていることを出来るだけ可能にしてあげること、それが「権利擁護」ではないだろかというふうに考えるのです。今日は十分な時間がありませので途中を少し端折ってお話しいますが、ここは大事なところなのでもう一度いいます。

利などと消極的なものではなく
もつと積極的なものととらえる
必要があるということです。皆さん
がこれから刑法で学ぶことに
「法益」という言葉があります。
人は「みだりに命を奪われない」
「みだりに傷つけられない」「み
だりに自由を束縛されない」「み
だりに名誉やプライバシーを傷
つけられない」「みだりに財産
を侵奪されない」ということで
すが、この生命・身体・自由
名誉・財産の五項目、これらの
ことが満たされていれば普通の
生活ができるでしょうか?そん
な馬鹿なことはありませんね。
なになにされない権利だけが権
利じやない。されないようによ
するが「権利擁護」じゃない
という視点から考えるべきもの
だと思います。

さて、我々が何気なくさざなく苦もなくやっているこ

利などと消極的なものではなく、もっと積極的なものととらえる必要があるということです。皆さんがこれから刑法で学ぶことに「法益」という言葉があります。人は「みだりに命を奪われない」「みだりに傷つけられない」「みだりに自由を束縛されない」「みだりに財産を侵奪されない」ということで、だりに名誉やプライバシーを傷つけられない」「みだりに財産を傷つけられない」「みだりに財産を侵奪されない」ということですが、この生命・身体・自由・名譽・財産の五項目、これらのことが満たされなければ普通の生活ができるでしょうか?そんな馬鹿なことはありませんね。なになにされない権利だけが権利じゃない。されないようにするものが「権利擁護」じゃないという視点から考えるべきものだと思うのです。

と対比して、それが出来にくくなつた状態を穴埋めするのが「権利擁護」だとすれば、「一人前の大人」として扱われるようになる、「一人前の大人」としてやれるようになると、このように考えますと、今回の大震災で何十万人という人たちが未だに避難生活を送っていますが、そこで起こっている現象を少し理解できるのではないかでしようか。あそこにいる人たち、どうしてもそこにいなければならぬ人たちは、地域ごと移らざるを得ない状況に至っています。家は全壊、地域も崩壊、働く場所も崩壊に見舞われています。それを見る時、法学部の学生はどう考えればいいでしょうか。大変そうだ、あの人たちの立場に立つたら胸が張り裂けます。そこから先を考えてほしいと思います。それだけといった思いにとどまつていてはいけないと私は思います。そこから人間の生活の基本となつてゐるのは何なのだろう?あの状況なつていることはなんだらう?人間の生活の基本となつてゐるところを捉える必要があると思います。

皆さんがアパートに下宿する、あるいは自宅から通うように、誰ひとりとして生活の拠点を持たない人はいません。この「家」というものが「権利」や「権利擁護」の中核にあるものなのですね。生活の基本といつていいでしょう。それを足元がすくわれるよう瞬間にして失つてしまつた人たちは、「衣食住」という基本的な生活をすべて失つてしまつています。普通の大入なら医者にかかる、一人前の大人なら普通の消費生活が送れるはずですが、あそこではそれができるでしょうか？普通の大入ならきちんと仕事をして一定の収入を得ることができるはずですが、避難所暮らしへそれができるでしょうか？何気なくさりげなく苦もなく生活出来ている人に比べると、やはりいくい状態が同時多発的に起きているのですね。ちょっと考えるだけでも避難所にいる人たちの状況が見えてきます。「震災対策」という言葉が使われています。弁護士も行政も使っていますが、果たしてその意味合いでよく知つて使つていていますか？避難所に暮らす人々はみな、基本的な権利を抑制されている人たち、権利擁護の対象となる人たち、権利を実行しなければならない人たち、権利

コンプライアンスルールと

說明責任

「弱い立場」に立つてゐる時に、我々のよくな普通の人間が何気なくさりげなくさりげなく苦もなくやつてゐることを、自分もやりたいと思ふそれを求める力を「権利」といい、求めている人たちに対してそれをやれるように支援していくことを「権利擁護」といふのではないか。私は今、このように思つてゐています。

これをもう少し平たくいうと、「権利」とか「権利擁護」といふものは、なになにされない権利などと消極的なものではなくて、もっと積極的なものととらえる必要があるということです。皆さんはこれから刑法で学ぶことにして、「法益」という言葉があります。人は「みだりに命を奪われない」「みだりに傷つけられない」「みだりに財産を侵奪されない」ということで、だりに自由を束縛されない「みだりに名譽やプライバシーを傷つけられない」「みだりに財産を傷つけられない」ということですが、この生命・身体・自由・名譽・財産の五項目、これらのことが満たされていれば普通の生活ができるでしょうか? そんな馬鹿なことはありませんね。なににされない権利だけが権利じゃない。されないようになりますのが「権利擁護」じやないという視点から考えるべきものだと思うのです。

「一人前」というキーワード

さて、我々が何気なくさりげなく苦もなくやつてゐることを、やりにくくなつた人に、それをやれるようになりますのが「権利擁護」だと考えると、その延長線上に「半人前」という言葉が浮かんできます。その反対は「一人前」です。ならば、これからは「一人前」という言葉をキーワードにして考えればいいのではないか。何気なくさりげなく苦もなくというキーワードが出来にくくなる。そういう時場に立たされると色々なことが出来にくくなる。そういう時に「弱い立場」に立つてゐる。望んでいることをこちら側がきちっと受け止めて、やりにくくなつてゐることを出来るだけ可能にしてあげること、それが「権利擁護」ではないだろうかというふうに考へるのです。今日は十分な時間がありませんので途中を少し端折つてお話ししますが、ここは大事なところなのでもう一度いきます。

我々の世界で何気なくさりげなく苦もなくやれることは、出来にくくなることが「弱い立場」に立つてゐることであつて、「弱い立場」に立つてゐる時に、我々のよくな普通の人間が何気なくさりげなく苦もなくやつてゐることを、自分もやりたいと思ふそれを求める力を「権利」といい、求めている人たちに対してそれをやれるように支援していくことを「権利擁護」といふのではないか。私は今、このように思つてゐています。

察、弁護士などの専売特許ではなくて、営利企業はもちろん日本国内にあるすべての団体、あるいはそれに関与する人たちみんなが「権利擁護」の一翼を担っていることが見えてくるのです。

例えば、「良質で適切なサービス」というものは、「法律に適つたもの」であり、また業界ルールに従つたものであることが求められる、ここで業界で使われる「コンプライアンス」ということと「権利擁護」が接点を持つてきます。

この「コンプライアンス」は、諸外国では「企業統制」つまり企業の運営に資するものとして考えられた仕組みですが、日本では「法令等の遵守」と訳されています。

「権利擁護」にかかる人の仕事、行為が、「法令等の遵守」に適つたものでなければならぬ。となると、法令だけではよくわからない、そこでコンプライアンス運営をするためにルールを作ります。これをコンプライアンスルールといいます。「法令等の遵守」を行うために、自分たちが心がけるべきこと必要なことをどんどん決めて行くのです。こういうルールを各企業、学校等の団体が作つて実践の行動指針として使っていくとどう

いうことが起きるか？皆さんは
これから民事訴訟法を学ばれる
と思いますが、そこにいう「主張責任・立証責任」というもの
に大きな変化を与えることにな
ります。交通事故、医療事故
などで不利益を被った側は、不
利益を被った原因が相手側にあ
ることを主張しかつ立証しなけ
ればならないというものなので
すが、実はこれは弱い立場に立
つ人たちを苦しめてきました。
しかし「権利擁護」のためそれ
ぞの機関に課せられた義務の
遂行、つまり「法令等の遵守」
を行いうルールが作られることに
よって、それがどんなルールな
のか、適切なルールなのか、適
切であるとしてそれが守られて
いたかどうか、企業等はそれを
説明する責任が生れるというふ
うにかわってきたのです。「主
張・立証責任」の転換が行われ
たのですね。現場ではいまこう
して大きなことが起こっている
のです。私たち弁護士が行政や
病院側の代理人という昔からい
われる「強者の代理人」となっ
たとき、裁判や裁判外紛争処理
機関、あるいは示談交渉の中で
相手側から求められたときにき
ちつと答えられなければ、場合
によつては有責を推定され、あ
るいは和解しなければならない
状況に追い込まれる、そういう

まじめとじて

これが起きていたときとは想像もつかない転換だと思っています。習っていたときは想像もつかない転換だと思っています。

まとめとして

これまでお話ししてきたことを整理してみます。

まず、行政も法曹も「権利擁護」とはなにかということを空き付けられているということ、それを市民生活の中でみんなが自分の行動指針、判断基準として使えるような定義づけをしてゆかねばならないこと、それはわかりやすく道具として使われるものでなければならぬこと。さらには企業や行政等が適正な活動をするうえでは、「法令等の遵守」が大前提であること、「法令等の遵守」が結局「権利擁護」を満たすことになるということ。

企業はそんなことは意識しないでコンプライアンスを導入したのですが、思わぬ結果をもたらしてくれたようです。今は、企業や団体に対してより適切なコンプライアンス運営を求めてゆく、そのことが「権利擁護」の予防にもつながる。それだけではなく、我々代理人にとっては、立証責任を度外視した形での「説明責任」が問われるというふうに前進しているのですね。このように実務の世界は面白い

新入生の皆さんへ

新人生の皆さんへ
皆さん「法テラス」をご存知ですか? 「日本司法支援センター」の愛称です。スタッフ弁護士の採用、国選弁護の事務処理、無料法律相談、弁護士費用の立て替えなど様々な支援を行う組織ですが、平成十八年に生まれました。それと対応する形で日弁連にも「司法支援センター推進本部」ができました。私は、昨年九月から事務局長として仕事ををしていますが、「弁護士費用の立て替え」について「すべて国の負担」とするように戸高に主張していま認めてもらおうとしているところなんですが、これに限らず私は法曹人として今まで自由にのびのびと、したいことをやつてきました。自由業とか自営業というのはそうしたいいところがあります。もちろん、裁判官も検察官にも裁く側、訴追する側としてやりがいがあります。

どうか皆さんには、志をもつて自分を拡げてほしいと思います。どの問題をあつかうにせよ学生時代に法律以外の取り組みをしたことが生きてきます。多くの友人を作ったこと、そして意見交換をしたこと、苦労を伴う活動と共にしたことは、私に



法曹が望まれてゐるはずです。そういうふうに、特に皆さんの場合は、現場を近くに持つてゐることを意識してください。きっと気持ちを奮い立たせてくれると思います。また、法律家にならなくとも、法律を勉強するということは法律を武器に使えるということです。良い方に使えばみんなに頼りにされます。さらにいえば、総合力を持った知識でないと役に立たないという意味で、総合力を高めるよう努力していただきたいと思います。

祝辭

平成23年度法学部卒業生に贈る



仙台地方裁判所所長

幸一 村

皆さん、ご卒業おめでとうございます。晴れの門出にあたりまして、一言お祝いを述べさせさせていただきます。

学部に入学いたしました。昭和51年に卒業いたしました。今でもなぜか覚えておりますが、学籍番号が471437でありまして、47年入学の法学部4組37番の学生だったようです。今年は昭和87年になりますので、私は入学してちょうど40年ということになりますが、私が入学した頃は法学部のキャ

昔話のついでに、我々の学生時代の思い出をお話ししますと、当時はまだいわゆる学生運動の盛んな頃でして、入学式もありませんでしたし、卒業式も一部の学生が式場に乱入して混

とも講義の時は女性が最前列を占めておりまして、私はほとんど後ろの方で目立たないようになつておられたのですが、それでも何とか法学部を卒業し、裁判官をやつております。皆さんの中にもあまり講義の出席に熱心でなく、ようやく卒業できたという人もいるかもしれません。が、卒業さえしてしまえば、同じスタート台に立つたわけです。から、東北大法卒業の誇りと自信を持つてこれからステップに臨んでいただきたいと思います。

もないままに独りよかりに思ふを巡らすばかりであったと感じるところであります。物事を考え、探求することは極めて大切なことですが、その前提として、人から聞き、書物を読んで物事をしつかり勉強することが肝要です。これから皆さんは、それぞれ新しい世界に飛び込むことになると思いますが、まずはそこでこの実態をよく学んでしつかり把握することが大切で、中途半端な知識や認識で物事を考えてはいけないということかと思ひます。もちろん、学ぶだけで思わない、考えないということもよくありません。ご承知のように、孔子は「学びて思わざるはすなわちくらし」とも言つています。要は、まず実態や現状をよく把握した上で、それがどうしてそうなつているのか、より

るというものの、極めて貴重なものであり、これをしっかりとマスターすることは重要なことです。さらに改善の余地がないか、必ずしも改善の余地がないか、工夫すべき点がないかを常に考えることも重要なことであります。「学ぶ」ということと「思う」ということを常に心がけていたいと思います。

次に、皆さんの多くがこれから職業人になるかと思いますので、「職業」ということについて若干お話をさせていただきます。一般に、職業の意義には3つの面があるといわれています。一つは、今までもなく収入を得る糧という側面であります。そして、人間が生活していくためには必要な収入を得る手段ということになります。これを否定す

側面であります人間の社会は、一人一人の人間の働きが互いに連携して、維持されておりまして、一つの働きが止まつても社会全体の機能が阻害されてしまふ関係にあります。したがいまして、どんな職業であつても、日々の働きを通じて社会に貢献しているわけでありまして、そのような社会貢献の意識を持つことが職業に対するモチベーションとして有用で、それがよい仕事をもたらす源になるものだと思います。

乱がありました。当時はまだ自分も若く、学生運動に共鳴を覚える部分もありましたが、今思いますと、本当に青臭い議論をしていましたなと思っています。中國の思想家である孔子の言葉に「思いて学ばざればすなわちあやうし」という有名な言葉がありますが、職業生活を経て学生時代を振り返りますと、まさに自分が何をやるべきかよく考へ、時には古きことを改めるという姿勢で臨むのが肝要かと思います。卑近な話にならぬが、現在はどこに行つてもマニユアルというものがあります。マニユアルは先人が時間かけて築いたノウハウを記録に残し、後に続く者はそこからスタートすることによって早く同じレベルに達することができ

ることはできませんが、職業といふものを、収入を得る手段としか考えないといいやながら仕事をすることになり、そこに強制的なものが感じられて苦痛の感情が強くなります。まさに仕事＝労働＝苦痛という公式になつて、職業生活が実に寂しいものになつてしまします。

事を通じて能力が伸びる面が大きいといえます。職業生活における様々な出来事、様々な人と出会いの中で、自己を啓発し、自己の能力を開発するためにも、意欲的に職業に取り組むことが大切でありまして、それが最終的に人生を有意義に過ごすことになるのではないかと 思います。

最後に、やはり昨年の震災についてふれたいわけにいきません。皆さんが学生時代に共通して得た最も貴重な経験は昨年の東日本大震災ではないでしょうか。地震のあまりに激しい揺れに底知れぬ恐怖を味わい、電気や水道、ガスなどのライフラインが止まり、物資のない生活を強いられました。中にはご家族や友人を亡くし、帰る家を失った人もいるのではないかと思ひます。まさに悪夢のような不幸な出来事で、二度と経験したくないことではあります。今となれば、このような非常時に人として、組織として、社会として、何を考え、何をすべきかを身をもつて経験し、貴重な生きた勉強をさせてもらつたと前向きに考へることもできるよう思います。これからも、関東、東海、南海方面では近いうちの

宮城県沖地震は今回の東日本大震災とは違うともいわれております。地震に限らず全国どこにおりましても、非常事態ということが十分想定されるわけであります。地震において、どの組織においても危機管理ということが極めて重要な課題となつております。その危機管理の在り方を考えるにあたつて皆さんのが学生時代に共通して得た最も貴重な経験は昨年の東日本大震災ではないでしょうか。地震のあまりに激しい揺れに底知れぬ恐怖を味わい、電気や水道、ガスなどのライフラインが止まり、物資のない生活を強いられました。中にはご家族

や友人を亡くし、帰る家を失ったものに「絆」があります。未だ有の大災害を通じて様々な形で「絆」の大切さを感じたことがあります。これから皆さんはそれ違つた道に進むことになりますが、震災のおかげでよう固く結ばれた東北大学法学部の仲間という「絆」を今後大切にしていきましょう。

皆さんの今後のご活躍を心から祈念しまして、私の祝辞とさせていただきます。

連載 先生の研究紹介

国境を越える契約と法

東北大学大学院法学研究科教授

渡辺 達徳

わたしたちの生活は、売買、賃借、雇用・労働、サービス供給などの契約により支えられております。そして、日本国内での日常生活を考えてみても、食料品その他の生活必需品や耐久消費財、またはその原材料の中に輸入に依存するものも、数多く存在します。

このことは、主として事業者間において、右に掲げた諸々の契約だけでなく、技術の開発・移転、知的財産権など広範囲にわたる国際的な取引が、日常的にかつ大量に行われていることを意味しています。国際化、ボーダーレス、グローバル化といったことばに、もはや特別な新規性は感じられなくなりました。

しかし、こうした法の統一に向けた努力も、二度にわたる世界大戦の影響を受けて、十分な成果に結び付いたとはい難いと評されています。国境を越える取引の分野において、より包括的かつ実効性を備えた法の統一が図られるためには、第二次世界大戦が終わり、国際取引が安定して行われる時期の到来を待つ必要がありました。

こうした国際的な取引も、もちろん契約を通じて行われます。そして、こうした取引のための国際的な契約ルールを確立しようとする動きが、近年、とくに活発に見られるように思われました。

一九世紀の後半、日本では時代が江戸から明治に移り変わった頃から、産業革命により生産力が高まった欧米諸国において

見たのは、物品売買契約の分野においてでした。売買は、国際取引において最も頻繁に行われる契約であり、また、物品の売買は、不動産のそれと異なり地域性・民族性などの影響を受けていく、統一を図るのに困難が少なかつたという事情があります。

ウイーン売買条約

UNCITRALによる新たな国際的契約ルール作成作業は、一九八〇年に「国際物品売買契約に関する国際連合条約」として結実しました。この条約は、

や地域にとつて採用しやすいかたちを整えたところにあるといわれます。物品売買に関する契約ルールの国際的統一を目指して、一九三〇年代から続けられてきた学問的努力の原点として特記されるのは、ドイツの比較法・民法学者であつたエルンスト・

する野心的な試みであるともいえます。この「国際商事契約原則」も、国際取引実務ではかなり浸透し、国際商事仲裁などで多く用いられるに至っています。その成功は、ウイーン売買条約が多くの国及び地域により受け入れられてきたことに支えられたいたのは、想像に難くありません。

条約に見られるようなグローバルな指向を持ち、他面では、ヨーロッパ契約法原則のような個々の地域特性を反映したルール作りという二面性を帶びています。

それでは、アジアの動向はどうでしょうか。日本を含む幾つかの国の研究者の中では、とり

約」(ハーレー・ラグ・売買条約)が採択されました。この統一売買条約は、一九七二年に発効しましたが、ヨーロッパ諸国とアメリカが中心となつて作成されたため、アジア、アフリカ諸国の参加を得られず(結局、アメリカも参加しませんでした)、また、同条約が採択されて間もなく、国際連合の中に「国際商取引法委員会」(UNCITRAL)が設けられ、新たな条約作成の準備に入つたために、結局、実務的な影響を持たないまま終わりました。ただし、その規定内容は、実質的に

ても、この条約は、二〇〇八年の第一六九回国会において承認され、二〇〇九年八月一日に発効しました。日本は、この条約への七一番目の加入国になります。

その後の国際的・地域的契約ルール作り
　ウイーン売買条約の成功は、さらに、国際取引における契約ルールの統一の動きを加速させることになります。

　私法統一国際協会は、一九九四年、「UNIDROIT 国際商事契約原則」を採択しました（その後、二〇〇四年版が公表されています）。これは、比較的緩やかな規定を置くウイーン売買条約の内容を補完したり、欠缺を埋めたりする機能を持ち、また、「売買」に限らず、契約全般にわたる準則の統一を図ろうとす

會報

その後の国際的・地域的契約
ルール作り

売買条約を起点としつつ、ヨーロッパの地域性をも踏まえて、いつそう普遍的な契約の規律を目指そうとするものです。ヨーロッパ契約法原則は、二〇〇三年に「第三部」までが公表された後、その後継となる「共通参考枠組み草案」の作成というかたちで、「ヨーロッパ民法典」に向けたプロジェクトが進行しています。

多くの国からの参加が得られる
ことも予測されます（こうした
メンバーを見て、少なくとも現
段階では「（東）アジア共通法
（契約法）」というほうの的を射
ているかもしません）。

すでに「ウイーン売買条約」
や「UNIDROIT 国際商事契約
原則」が多くの国や地域で受け
容れられているにもかかわら
ず、それに加えて、「（東）アジ
ア共通法（契約法）」に視線が
注がれていることは、何を意味
しているのでしょうか。

(東) アジアの動向

右に一瞥したとおり、契約法の統一・統合に向けた昨今の潮流は、一面では、ウイーン売買

多くの国からの参加が得られる
ことも予測されます（こうした
メンバーを見て、少なくとも現
段階では「（東）アジア共通法
（契約法）」というほうの的を射
ているかもしません）。

すでに「ウイーン売買条約」
や「UNIDROIT 国際商事契約
原則」が多くの国や地域で受け
容れられているにもかかわら
ず、それに加えて、「（東）アジ
ア共通法（契約法）」に視線が
注がれていることは、何を意味
しているのでしょうか。

点を取引法規範に投影することを求めていると考えられます。

その一つは、ASEAN・FTA、EPAなど、従来の経済連携協定と関連しつつも、その枠組みとは異なるかたちで、いわば「(東)アジア取引共同体」とでもいうべきコミュニティが生じつつあるということです。こ

の共同体は、各国の政治体制や経済的発展状況の差異を伴いつても、国境を越える企業取引の現実を反映したものと考えられます。

もう一つは、「(東)アジア共通法(契約法)」の構築を目指すにあたっては、政治、経済、法などの社会的側面だけではなく、その国や地域における歴史や国民のメンタリティといった文化的な背景にも目を向ける必要があるということです。ともすると、法が統一されれば、どこの国や地域でも、法が適用された結果は同じになると考えられがちですが、ことはそう簡単ではありません。

例えば、二つの国で法律に同じ規定が置かれており、同じ内容の事例にその規定が適用されたとしても、二つの国との間で結論が異なることはあり得ます。

それと逆に、二つの国において、同種の事案を解決するため

に異なる規定が置かれていて、その規定を適用した結果は、同じになる可能性もあります。

そして、その原因は、法制度そのものではなく、それを運用する国民の法意識や歴史的・文化的背景に求められることが少なくありません。

研究者が取り組むべき課題

国際的な法規範の統一とは、ルールそのものの共通化だけでは終わるわけではありません。真の意味で国境を越える取引を支える法制度を確立し、その安定的な運用を継続していくために、法に携わる者が貢献すべき仕事は陸續と現れてくるといえます。その中にあって、法の統一を目指す初期の段階においては、法規範の統一に関する基礎的な資料を提供し、また、統一にあたっての歴史的意義や考え方を提示することが大切になります。「(東)アジア共通法(契約法)」の構築に向けた取組みは、その緒に就いたところであります。

「(東)アジア共通法(契約法)」の構築を目的としているわけではありません。真の意味で国境を越える取引を支える法制度を確立し、その安定的な運用を継続していくために、法に携わる者が貢献すべき仕事は陸續と現れてくるといえます。その中にあって、法の統一を目指す初期の段階においては、法規範の統一に関する基礎的な資料を提供し、また、統一にあたっての歴史的意義や考え方を提示することが大切になります。「(東)アジア共通法(契約法)」の構築に向けた取組みは、その緒に就いたところであります。

・はじめに
「」紹介頂きました伏見岳人と申します。この二〇一一年春に

東京大学大学院の博士課程を修了し、東北大学法学部で研究教育活動に従事するために仙台にまいりました。

過去の会報を拝読いたします

講演要録

地方利益論と政党政治 —明治政治史の事例から

東北大学大学院法学研究科 准教授 伏見岳人

本稿は、平成23年8月24日、宮城支部役員幹事懇談会における卓話の要約です。

私は専門は日本政治外交史という政治学の一分野です。主に明治期から昭和前期にかけての日本の政治や外交について研究しております。本日は、昨年秋に提出しました私の博士論文の内容の一部をご紹介させて頂きります。扱っている事象は今から一〇〇年近く前の、東北帝國大學が創立される頃の日本政治で

話の機会をお与え下さったことに深く御礼申し上げます。

私の専門は日本政治外交史という政治学の一分野です。主に明治期から昭和前期にかけての日本の政治や外交について研究しております。本日は、昨年秋に提出しました私の博士論文の内容の一部をご紹介させて頂きります。扱っている事象は今から一〇〇年近く前の、東北帝國大學が創立される頃の日本政治で

申します。この二〇一一年春に東京大学大学院の博士課程を修了し、東北大学法学部で研究教育活動に従事するために仙台にまいりました。

過去の会報を拝読いたします

・大日本帝国憲法下での政党内閣確立過程

この憲法は強大な天皇大権を定めており、それを脅かしうる单一の統治主体の存在を法文上は否定する構造となっていました。行政府については天皇を各務大臣が単独で輔弼するものとして構成され、内閣や内閣総理大臣に関して憲法には記載されていません。また立法府は天皇を協賛する存在とされ貴族院と衆議院の二院は、現代の衆参両院の関係と比較すれば、対等な関係にありました。

このように憲法上は分立的な統治機構が定められました。しかし、実際にはそれらを包含する国家統治主体の存在なくしては、いわゆる藩閥勢力です。明治維新的勝者である長州藩(山口)と薩摩藩(鹿児島)の出身者が主に内閣総理大臣を務めた。憲法制定時の国家統治主体は、いわゆる藩閥勢力です。明治維新的勝者である長州藩(山口)と薩摩藩(鹿児島)の出身者が主に内閣総理大臣を務めた。慣行が明治期には続きます。立法院のうち、貴族院は藩閥を支撑する勢力が中核でしたが、衆

議院は藩閥に敵対する勢力が多数を占め、それゆえに藩閥と衆議院は初期に激しく対立することになります。

しかし、やがては提携の必要性を考える勢力が双方の中に生じます。そして、一九〇〇年に藩閥有力者の伊藤博文を総裁とする立憲政友会という政党が結成されました。これは、衆議院の多数党が内閣構成主体となり、分立的な行政府と立法府を統合して国家統治を行う政党内閣を目指すものでした。

結党直後の政友会は順風満帆な歩みを進めたわけではありません。伊藤は間もなく総裁を辞任します。しかし、藩閥指導者桂太郎の長期政権下において、政友会は次第に勢力を拡大させていき、それを原型として大正半ばの一九一八年に原敬総裁を首班とする本格的政党内閣を成立させることになります。

このよう憲法制定時には必ずしも想定されていなかつた政党内閣が次第に確立していく過程について、これまで多くの研究が蓄積されています。

・地方利益論とは

政党勢力が台頭する要因として、多くの先行研究が注目してきましたのが、地方利益論と呼ばれ

る政策群でした。

明治維新という一度限りの歴史的経緯を根拠として統治を行う藩閥勢力は、日本という国家が対外的に独立することを目標

に、国内の統合を進めていきました。それが日露戦争によつて一段落すると、続いて政友会を代表とする政党勢力が次なる統治主体へと成長していきます。

その際に政党勢力は、藩閥の統治下では軽視されてきた地方に様々なインフラストラクチャーを整備することを通して、自らの支持基盤を浸透・拡大したと考えられています。インフラの種類は多岐にわたり、たとえば、鉄道敷設、港湾整備、道路建設などの交通インフラの他、治水事業、学校建設、電信・電話の敷設、あるいは電気事業などが含まれます。

こうした地方利益論を政友会の政策として体系化した政治指導者の一人が、先に挙げた原敬です。戊辰戦争の敗者である盛岡藩出身の原は、外務官僚や新聞記者などを経験した後、政友会の創立に参画し、一九〇二年から盛岡市選出の衆議院議員となります。そして地方統治に

ました。これらの過程において

原は、國家の財政資源を活用して地方利益要求に応じる政友会の政策群を「積極政策」と位置づけ、その実行に尽力していきます。

「積極政策」として最もよく取りあげられるのは鉄道政策です。政友会は全国各地の未成線の建設を進めるべくだと主張し、これが地方の有力者の政友会入会を促しました。これに対し、むしろ既成の幹線を改良して輸送効率を高めることを優先し、地方への建設はその後に行なうべきであるという主張もあります。前者は「建主改従」路線、後者は「改主建従」路線としばしば呼ばれています。

原の政策が前者の原型だとすれば、後者の原型と位置づけられたのが、後藤新平の鉄道政策です。後藤は関東大震災後の復興計画の策定に関与したことでも有名な政治指導者です。岩手県水沢出身の後藤は、原と同じく朝敵として蔑まれた青春時代を過ごし、公衆衛生の専門家として名を馳せた後に、台湾や満洲での植民地統治で実績を残します。この過程で藩閥勢力との関係を深めた後藤は、第二次桂内閣で鉄道院総裁となり、東海道・山陽線の広軌化という幹線

強化策を掲げます。しかし、原たちの強い反対にあり、その政策構想は挫折を余儀なくされました。

・「積極政策」再考

以上の経過は、すでに先行研究によって解明されてきました。その成果を踏まえた上で、当時の政治対立の実態をより詳しく分析することで、さらなる知見を得られるのではないかと私は考えております。

まず当時の国家財政は比較的厳しい状況にありました。日露戦争では膨大な外債・内債が発行され、また數度の戦時増税が実施されたにもかかわらず、賠償金を得られずに終戦となりました。これらの負担は戦後財政の制約となります。政権与党であれば、後者の原型だとすれば、後者の原型と位置づけられた、「建主改従」と「改主建従」の原理的な対抗関係だったといふよりも、まずは地方建設の競合関係が両者の政治対立の発端になつたと私は理解しております。

これに伴い、議会での鉄道建設要求の表現方法に変化が見られます。議会開会中に全国各地の鉄道建設を政府に要求する建議案の提出は、従来は地域単位の超党派議員団による方式が中心でした。ところが、この頃から政友会は、鉄道建議を超党派が単独で提示する方式に改めます。他の政党的議員は議会での鉄道建設要求に関与できなくなれば、政友会所属の議員団が張計画案を作成しました。これは地方の新線建設に積極的な内

容であり、たとえば小牛田・新庄・酒田を結ぶ今日の陸羽東線・陸羽西線はこの計画に盛りこまれた路線です。

これが同じく地方の鉄道建設に強い関心を有する原を刺激しました。桂内閣下では政権に参画していないかった政友会は、全国各地での鉄道建設要求を高揚させる圧力行動を強めます。これまで「積極政策」として注目されてきた原の言説には、在野時に政府を搖さざるための戦術も含まれています。すなわち、「建主改従」と「改主建従」の原理的な対抗関係だったといふよりも、まずは地方建設の競合関係が両者の政治対立の発端になつたと私は理解しております。

この財政状況下で、後藤は南滿州鉄道株式会社の初代総裁として優れた経営手腕を発揮します。その業績を評価されて第二回桂内閣の鉄道院総裁となると、後藤は全国の視察に出かけ、それを活かして大規模な鉄道拡張計画案を作成しました。これは地方の新線建設に積極的な内

への批判が強まります。

するのに外ならぬのである。法律を学ぶというのは、かかる法律の論理に従つて、法律の世界を理解し、法律を解釈し、更にこれを運用する方法を学ぶことに外ならぬのであるが、そこには通俗の論理とは少しばかり違うところがある。その少しばかりのコツを飲み込むのが最も大切なことで、これから法律

死刑のはなし

東北大學名譽教授

吉田正志

(昭和45年卒)

昭和4年版

現在の死刑執行方法には法的裏付けがない、と主張する人もいます。それはともかく、現在の死刑は、死刑囚の命を奪うことだけが刑の目的ですから、できるだけ死刑囚に苦痛を与えないで執行することが求められています。

の斬首です。もつとも、きわめて重大な犯罪に対しでは、武士の身分を剥奪して一般庶民身分に落とし、庶民に行われる方法で死刑執行するということもありました。

それでは、百姓や町人の一般庶民・仙台藩では、一般庶民の

さるが、さう考へた八代將軍吉宗の命で、死刑囚の肩を少し切つて、その血を鋸に付けておくことにしました。

それはともかく、現在の死刑囚は、死刑囚の命を奪うことだけが刑の目的ですから、できるだけ死刑囚に苦痛を与えないで執行することが求められています。

に落とし、庶民に行われる方法で死刑執行するということもありました。

しました。
仙台藩の「竹鋸にて挽き襪」も、仙台城下の一番の繁華街で
あつた、大町通りと國分町通りと交差点である芭蕉の辻（高札場）があつたので札の辻とも呼ばれ

法学部同窓会事務局より、仙台藩の法制のいくつかを連載の形でこの「会報」に紹介してほしいとの依頼を受けました。はたして連載になるか、それともこの一回限りとなるが分かりませんが、せつかくの機会ですので、思いつくままにおはなししてみます。

現在の死刑執行方法

現在のわが国では、刑法第一條第一項に「死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する」とありますので、絞首がその執行方法とされています。

最近、死刑執行施設が公開されたことをご記憶の方もおられるでしょうが、それは、死刑囚の首に縄をかけ、死刑囚の立つて

それに比べて、江戸時代の死刑は、幕府をはじめ諸藩においても、その犯罪の凶悪度に比例して、いかにはずかしめ、いかにも苦痛を与えて執行するかが重視されました。仙台藩でも同様でして、死刑執行方法に数種ありました。

に科される死刑としては、どのような種類があつたかというと、やはり重い順に「竹鋸にて挽き磔」、「火罪」、「磔」、「獄門」、「切り捨て」の五種類が規定されています。

もつとも、幕府との違いもあります。まして、幕府が鋸挽に処した犯罪は主殺しだけでして、親殺しは単なる磔でした。この点をとらえて、幕府は、封建道德である「忠」を「孝」よりも重視したなどという人もいます。これに対して、仙台藩の「竹锯

を学ばんとする諸君は、先ず、
そのコツを会得することを十分
に心掛けるようには希望したい。

いる踏み板をはずして首つり状態にして、死に至らせるといふもののです。

タンに對して、釣殺し・火焙り・水漬けなどの殘酷な方法がとられたようですが、藩政中期頃か

は、江戸でしたら日本橋のたもとの晒し場に、穴を掘つてそのなかに死刑囚を坐らせ、カセを

て挽き磔^{ひきのし}が対象とする犯罪は、主殺しと親殺しの両方でして、仙台藩では「忠」も「孝」も同程度に重視したということになるでしょうか。ちなみに、伝統中国では、「忠」よりも「孝」が重視されたといわれます。

(2) 次の「火罪」は、放火犯に対する死刑執行方法で、これは幕府なども同様です。「目には目を、歯には歯を」という、いわゆる同害報復(タリオ)の典型的な事例といえます。この「火罪」に処された死刑囚の遺骸は、そのままの形で七日間その場に晒されました。ただし、この七日間というのは連続しての七日間ではなく、支障のある日を除くとびとびの七日間でした。また、その晒し場の番人として近くの被差別民が動員されました。

自主ゼミだより

法学部学生自主ゼミの活動を周知するための頁を新設しました。現役学生の皆さんの活動状況をご覧いただき、かつてこれらのゼミに所属して活躍された会員の方々はもとより同窓会員の皆様から後輩への助言・支援をよろしくお願ひいたします。

○無料法律相談所（代表 4年 水口裕貴）

- ・メンバ：4年生28名・3年生26名・2年生25名・1年生30名
- ・活動内容：平日所定の時間に市民の方から電話にて相談の内容を伺い、毎週土曜日に法学部棟にて回答する、という形態で相談活動を行っています。相談に際しては、本学の教授や弁護士の先生方からバックアップを頂いています。
- ・活動日程：4月14日・21日・28日、5月12日・19日・26日、6月2日・16日・23日・30日、7月7日・14日
夏季出張相談開催：8月10日秋田県湯沢市
7月までは4年生が相談の中心メンバーで、8月の出張相談以降は活動の中心が3年生に交代します。
- ・先輩へのメッセージ：市民の皆さんから当相談所が認知・理解されて活動を活発に行うことができるのも、先輩たちが団体の長い歴史の中でお力を発揮されてきて、市民の方からの信頼を得てきたからこそだと感じております。今後ともお客様に満足いただけるよう所員一同研鑽してまいりますので、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。

○東北大学法学部模擬裁判実行委員会（代表 3年 安齋翔太）

- ・メンバ：3年生33名・2年生17名・1年生24名
- ・活動内容：市民の皆さんに法と社会の関わりについて考えて頂くため、毎年秋に萩ホールにおいて裁判劇の公演をしております。今年は災害などの非常事態が発生した後、法が人々の生活にどのように関わるのかをお伝えしたいとの思いから「震災による内定取り消し訴訟」をテーマに取り組みます。
- ・活動日程：10月27日（土）・28日（日）に萩ホールで公演します。今年は杜の都駅伝による交通規制のため二日間で開場・開演の時間が異なりますのでご注意ください。
- ・先輩へのメッセージ：久々の民事訴訟テーマということもあり、委員一同例年にも増して意欲的に日々の活動にあたっています。近況は随時ツイッターやホームページに更新されますので、ぜひそちらもご覧ください。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。36年卒の皆さん昨年公演へのご寄付ありがとうございました。

○東北大学俱楽部国際法（代表 2年 沼田真志）

- ・メンバ：4年生9名・3年生10名・2年生12名・1年生22名
- ・活動内容：年2回開催される国際法模擬裁判大会に参加し、約20校で書面・弁論の優劣を競います。
昨年のAsia Cupでは書面順位で原告・被告とも2位になりました。
- ・活動日程：8月10～12日 Asia Cup Japan Round（東京）、12月下旬 Jessup（東京）これに備え毎週水曜日16時30分から活動しております。
- ・先輩へのメッセージ：平素より格別のご厚情を賜り、様々な面で大変助かっております。この場を借りて心より御礼申し上げます。近年は安定して上位進出を果たしており、比較的好成績を残していると自負しております。今年度も夏大会への取り組みを開始しており、偉大なる先輩方が作り上げていった俱楽部国際法の伝統に恥じぬよう精進して参ります。これからもご支援・ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

○法社会学研究会（代表 2年 大高志穂）

- ・メンバ：4年生6名・3年生5名・2年生8名・1年生10名
- ・活動内容：社会で起きている様々な事象や問題を取り上げて、ゼミ形式をとることで議論の中で他人の考えを知ったりする機会も設けられており、活動参加者各人によって主体的に活動がなされています。
5月に昨年度の活動報告書「轍」を発行しました。今年度前期は「医療と法」をテーマに活動します。昨年「人間の安全保障学会」で発表の機会を頂き、その縁でユネスコ・バンコク正規職員ダリル・マイサー氏によって「UNESCO Youth Forum in New Zealand : Looking Beyond Disaster」に招待され、法社研から2名が参加しました。
- ・活動日程：原則週一回空きコマを利用して活動しています。
- ・先輩へのメッセージ：先輩方が培ってきた歴史と伝統を汚すことなく、そして法社会学研究会の一員である事、東北大学法学部生の一員である事を誇りに思いながら日々活動していきたいと思います。今後とも、法社会学研究会をよろしくお願ひいたします。

会員だより

塚田一雄
(昭和36年卒)

わが青春 有朋寮時代を想う

東北大学を卒業後既に半世紀余りが過ぎた。我々も古稀を迎ぎ、人生の黄昏期を迎えるに至った。この度事務局長から在学中の寮生活の想い出を書いて欲しが、記憶が薄れ、想い出せないことも多くなつてきている。当時の古い写真を取出し、懐かしさに浸り、回想する事にしたい。

一 我々は大学教養部の二年間を東北大学学生寮「有朋寮」に入り、学生生活を送つた。有朋寮は十年ほど前廃され、現在は跡地も売却されてしまつてゐるとの事であり、実に残念で、寂しい限りである。しかし、掛け替えのない青春を謳歌した

高以来の、伝統ある、古い椅子、スタンド、ロッカー付の洋式であつた。旧制二

有朋寮時代の想い出は我々の脳裏にしつかりと焼き付いており、今もはつきりと甦つてくる。二年間の寮生活は我々の人間形成に大きな影響を与えた、且又生涯の友との出会いの場でもあつた。

四

我々新入寮生は毎夜食堂で先輩達から校歌、寮歌、民謡、ロシア民謡等歌の特訓を受けた。暫くして忘れる

二 我々は昭和三十二年四月東北大學生寮「有朋寮」に第四期寮生として入寮した。当時の日本社会・経済は最早戦後ではないと謂れ、高度経済成長の時代に向かっていたが我々の生活は未だ豊かではなく、貧乏学生の時代であった。入寮生の多くは東北、関東出身者であったが、全国各地から来ていた。有朋寮は三百四十名収容の東北大最

五 秋の在仙大学合同寮祭の仮装行列に参加したこととも忘れられない。夫々の寮が思ひ思いの趣向を凝らし、市内を行進、仙台市民の喝采を浴びた。有朋寮から参加の一組が努力の甲斐あつて優勝。綾めたばかりの鶏を賞品に貰い、贅沢な鳥鍋で祝勝会をしたことが思い出される。

六 私は二年生の時、有朋寮委員長に立候補し、当選、寮運営を一期担当した。正副委員長、炊事幹事、会計の観桜コンパである。全員どてらを着て(有朋寮正装)迎会が催された。三神峰での観桜コンパである。全員

八 大太鼓を打ち鳴らし、笛声を張り上げて校歌、寮歌を歌う。その後、どてら姿の

し、気勢を上げて行進、最後は駅前で解散となつた。何とも嬉しい新入寮生歓迎の洗札を受けた。今考へると、未だ旧制高校以来の蛮カラ高時代であつたと思う。仙台市民の皆さんがトンペイな氣風が遺されていたのだろう。それにしても未だ良き時代であつたと思ふ。さり、本当に有難いことであつた。

七 寮生活は食費一日五十八円(朝食二十六円、夕食三十円)と寮費月百円で賄われていた。炊事幹事は八百屋、魚屋、豆腐屋等と夜遅くまで価格交渉をし、食費を安く抑える為大変頑張っていた。寮生は何時も食事合団の大太鼓の音で食堂へ急いだものだ。寮生は寮の食事だけでは腹を満たすことは出来ず、夜は空腹になると飯盒で飯を焼き、ぶりかけを掛けて、よく飯を食べたものである。食堂の売店はタバコのばら売りをして、又十五円のかけ蕎麦、コッペパンによくお世話になつた。大抵の寮生はアルバイトをして生活費の足しにしていた。バイト料は一日三百円位であつたと思うが、バイト料が入るとささやかな贅沢に与ることができた。

よる完全自治であり、寮委員会が全て取り仕切り、謂ば治外法権の世界であつた。

寮生活は食費一日五十八円(朝食二十六円、夕食三十円)と寮費月百円で賄われていた。炊事幹事は八百屋、魚屋、豆腐屋等と夜遅くまで価格交渉をし、食費を安く抑える為大変頑張っていた。寮生は何時も食事合団の大太鼓の音で食堂へ急いだものだ。寮生は寮の食事だけでは腹を満たすことは出来ず、夜は空腹になると飯盒で飯を焼き、ぶりかけを掛けて、よく飯を食べたものである。食堂の売店はタバコのばら売りをして、又十五円のかけ蕎麦、コッペパンによくお世話になつた。大抵の寮生はアルバイトをして生活費の足しにしていた。バイト料は一日三百円位であつたと思うが、バイト料が入るとささやかな贅沢に与ることができた。

歩んだ小沢征爾もそうだが、この時代に世界を目指した人々の精神は不思議に明るい。敗戦後の暗い影を引きずらず、失うものがないというような積極的な生き方は注目に値する。バブル崩壊から20年たっても、世界に出て行こうとしない保守的な精神が蔓延する現代とは大違いである。

岡村は常々、オペラはヨーロッパの白人社会から生まれた白人のための遊興文化だ、そこには日本はおろかアジアの存在は微塵もないと言う。そういう中で、岡村は日本を舞台とした「ツチーニの代表作『蝶々夫人』」に出演させられた。蝶々の叔父



で坊主のボンゾー役で出演した時、キリスト教に改宗した蝶々をののしる言葉に「カミサルンドシーコ」(神猿田彦)があつた。演出家に対しても坊主が神様の名前でののしることはおかしいと指摘すると、「この日本語が分かるのはお前とお前の奥さんくらいのものだ、そのままなんくらいいのものだ」と言われた。このような間違いは他にもあって、調べると11箇所にのぼつた。2011年夏、それらを正した上で「よいイタリア上演が実現することになった。

い保養地トッレ・デル・ラーゴ。ここにはプッチーニが建てた別荘が残っていて、孫娘のシモネッタが博物館にして管理している。意気込んでイタリアに渡つた岡村を待つっていたのは、孫娘の「プッチーニの芸術を傷つけではならない。台本改訂は拒否する」のひと言だつた。イタリア側は、プッチーニが亡くなつて80年以上経つので法的な著作権は消滅しているが遺族の了解なしに台本に手を加えることは許されない、とにべもない。その上東京でオーディショ

ンまでして選んだ準主役級の日本人キャストが、定員3200の野外劇場では声が通らないと出演を拒否された。いやが上にもオペラ宗主国イタリアの壁が大きくなるしかかる。

二〇一一年九月、私たち法学会研究会は、人間の安全保障の創立大会にて、研究発表を行った。法社会学研究会は、昨年度科に所属されている先生方の科に所属され、農学研究科、環境科学研究を行った。法社会学研究会は、昨年度の研究会報告の機会を賜った次に留まり、我々に声をかけていただき、学部生では経験でき

山口 康太郎（法学部四年生）
黒川 政矩（法学部三年生）

「私たちにできること」

まならなかつたが、岡村の日本文化のディテールこだわる演出は高く評価されイタリア上演は大成功の裡に幕を閉じた。公演最終日に岡村はプッチーニオペラの最高栄誉であるプッチーニ賞を受賞した。このドラマチックな出来事は、私が監督した「プッチーニに挑む 岡村喬生のオペラ人生」（5月19日より

東京銀座東劇にて公開、順次全国で上映）で克明に描かれていたばかりだ。正しい日本文化を理解しても、まだ端緒についたばかりだらおうとイタリアに乗り込んで、「蝶々夫人」を上演する試みが、一途な岡村は来年の再演を目指して活動を始めていた。この試みを応援し成功させるためにも、ぜひ映画をご覧いただきたいと思う。

「私たちにできること」

～貴重な三日間の経験を生かして～

二〇一一年九月、私たち法学会研究会は、人間の安全保障学会の創立大会にて、研究発表を行うという好機に恵まれました。法学会研究会は、昨年度の前期に「震災がもたらした影響と諸問題」というテーマを掲げ、日々新聞やテレビから膨大な情報が報道される中、一度きちんと整理して理解しておくべきという認識のもと、様々な問題を敷衍してまいりました。その活動が、本学で「人間の安全保障」について研究されている教授方（国際文化研究

山口 康太郎（法学部四年生）
黒川政矩（法学部三年生）

最初にお話をいただいたところには、一介の学部生に過ぎない私たちに何ができるのだろうかという不安が大きかつたです。表ができれば、三月一日の震災以来続く「自分には何ができるか」という問いに答えを出せ

たことを覚えていました。

「自分たちにできる」ことは何か」という問題意識は、我々のプレゼンテーションにも直接反映されています。東北で学ぶ我々ですが、それぞれ地元は様々で、幸いなことには族・親族が直接被害を受けた者も多くはありませんでした。そんな我々が、「Young Voice From Tohoku」というテーマに対し、何をどう答えることができるのか。先生方や留学生が協力を得ながら、何度も何度も改善を重ねました。誰もが初めての学会発表であり、しかも世界各國から集まつた方々に英語で発表するということで、実際の苦労は想像以上でした。

我々が最後にたどりついたのは、法社会学研究会の通常活動におけるモットーと同じことです。弱冠二十歳前後の我々は何か大きなことができるわけではありません。しかし、そんな意識で考えられることはあります。震災後、私たちは前期の通常活動として震災の被害に

ついて学習を続け、また、メンバーそれぞれが各地でボランティア活動に励んできました。その中で抱いた疑問こそが、「Young Voice From Tohoku」をして発信できるものだと思つたのです。

当日私たちは、法社会学研究会を代表し、「Parental Custody In Emergency」(三口)「Democracy in Emergency」(黒川)という題で発表を行いました。今回の震災で、地震の発生後に多くの学校で児童・生徒が学校から保護者に引き渡されました。そしてその中には、学校に残つていれば助かつたはずが、保護者とともに自宅などに向かうなどしてかえつて被害の津波が多く含まれています。私たちは、この事実を紹介し、わが子を引き取ろうとする保護者を引き留めることで、悲劇を防ぐことはできないかという考察並びに緊急時ににおける政策決定過程と復興時における政策決定過程についての考察を発表しました。

当日々大変緊張ましたが、報告の準備を手伝い京都まで応援にかけつけてくれた法社研のメンバーはじめ多くの方のご支

援で、つたない英語で日本の学連の法律問題合同ゼミにて、連の法律問題合同ゼミにて、年を過ぎた今、関心が薄れつてしまふ我々ですが、それぞれ地元は、伝えることができたと思います。

当日私たちは、法社会学研究会を代表し、「Parental Custody In Emergency」(三口)「Democracy in Emergency」(黒川)という題で発表を行いました。今回の震災で、地震の発生後に多くの学校で児童・生徒が学校から保護者に引き渡されました。そしてその中には、学校に残つていれば助かつたはずが、保護者とともに自宅などに向かうなどしてかえつて被害の津波が多く含まれています。私たちは、この事実を紹介し、わが子を引き取ろうとする保護者を引き留めることで、悲劇を防ぐことはできないかという考察並びに緊急時ににおける政策決定過程と復興時における政策決定過程についての考察を発表しました。

学会では、その後の二日間も多くの研究発表を拝見しました。人間の安全保障という研究分野が比較的新しい学問領域の創設大会ということもあり、学会全体が非常に活気に満ち溢れていて、同世代の学生の発表から多くの刺激を受けました。

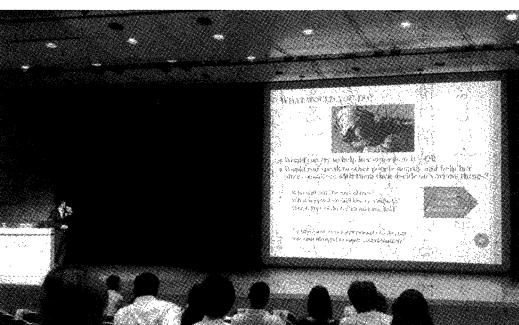
個人としては、前期から所属し成し遂げるという学際分野の学連の法律問題合同ゼミにて、連の法律問題合同ゼミにて、年を過ぎた今、関心が薄れつてしまふ我々ですが、伝えることができたと思います。

最後になりましたが、私たちは、あの震災以来、国内外各地から多くの暖かい支援を頂きました。こと私たち学生についていえば、多くの著名人の方々の講演を聞く機会を得たことや、研究活動へのご支援を頂いていたことが大きな力になりました。この場を借りてお礼を申し上げます。

いた学部の「東日本大地震災関連の法律問題合同ゼミ」にて、研究を続けることで、少しでもわゆる学際分野の学会に参加し、手段を問わず結果の達成をします。

ここに改めて「自分たちには何ができるのか」という問題意識を問い合わせば、やはりまだ成し得たことは少ないと思います。私たちが将来、個々の進路において何かを成し遂げることが支えて下さったみなさんへの恩返しになると想っています。そのためにも法社会学研究会としては、今回の貴重な経験を生かし、今後もより質の高い活動を行えるよう努力したいと思います。

石巻市立大川小学校の悲劇にての注目が集まり、あまり報道される機会も少なかつた引き渡し後の児童・生徒の問題も、その後各種、新聞・テレビなど各種媒体で報道されるようにな



ていた学部の「東日本大地震災関連の法律問題合同ゼミ」にて、研究を続けることで、少しでもわゆる学際分野の学会に参加し、手段を問わず結果の達成をします。

最後になりましたが、私たちは、あの震災以来、国内外各地から多くの暖かい支援を頂きました。こと私たち学生についていえば、多くの著名人の方々の講演を聞く機会を得たことや、研究活動へのご支援を頂いていたことが大きな力になりました。この場を借りてお礼を申し上げます。

ここに改めて「自分たちには何ができるのか」という問題意識を問い合わせば、やはりまだ成し得たことは少ないと思います。私たちが将来、個々の進路において何かを成し遂げることが支えて下さったみなさんへの恩返しになると想っています。そのためにも法社会学研究会としては、今回の貴重な経験を生かし、今後もより質の高い活動を行えるよう努力したいと思います。

石巻市立大川小学校の悲劇にての注目が集まり、あまり報道される機会も少なかつた引き渡し後の児童・生徒の問題も、その後各種、新聞・テレビなど各種媒体で報道されるようにな



本部だより**(1) 平成23年度収支決算(案)と平成24年度予算(案)**

平成23年度は、東日本大震災の年でしたが復興の道はいまだ遠く、被災された同窓の皆様に対し改めてお見舞いを申し上げます。

さて今年は被災した母校への思いをお寄せいただいた会員が多く、例年を上回る会費納入がありました。同じ思いで入学した新入生の納入と相まって、収入予算を大きく上回ることができました。一方支出では、「進路を考える集い」が大幅に変更されたこと、名簿発行が来年度に延期されたこともあって各費目で支出がおさえられました。このために、予算より大きな収支差額を計上することができました。みなさんのご協力に感謝申し上げます。今年度は、来年名簿を発行するに当たり諸準備を行う年となります。そのための予算を若干計上しますが、全体としてはほぼ平年ベースの予算を組みました。引き続き、支部組織活性化につとめてまいりますが、会員のみなさんには、会の行事への積極参加と会費納入のご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

★収入の部

項目	23年度予算	23年度決算	予算対比	24年度予算
1)会費等	5,250,000	5,486,200	236,200	5,350,000(年会費・新入会員および通常会員)
2)利 息	3,200	1,622	-1,578	3,200(実績勘案)
3)広告料	0	0	0	0
4)雑収入	27,500	35,300	7,800	7,000(名簿販売・実績勘案)
合 計	5,280,700	5,523,122	242,422	5,360,200

単位:円

★支出の部

項目	23年度予算	23年度決算	予算対比	24年度予算
1)会議等	320,000	260,860	-59,140	320,000(実績及び名簿編集会議等)
2)事業費(会報発行ほか)	1,250,000	1,077,190	-172,810	1,210,000(会報発行ほか)
3)事務費(旅費・人件費等)	2,582,500	2,554,919	-27,581	2,562,500(旅費・人件費等・実績勘案)
4)通信費(郵送料ほか)	730,000	668,278	-61,722	730,000(会報郵送代ほか 実績勘案)
5)振替手数料	170,000	168,080	-1,920	170,000(実績勘案)
合 計	5,052,500	4,729,327	-323,173	4,992,500

★収支差額の部

項目	23年度予算	23年度決算	予算対比	23年度予算
1)期間収支差益	228,200	793,795	565,595	367,700
2)前期繰越金	21,835,919	—	—	22,629,714
3)次期繰越金	—	22,629,714	—	22,997,414(見込み)

注:上記の「収入」「支出」および収支差益ともに案であり、「理事会」「総会」の承認を得て成立する予定です。

(2) 平成24年度法学部同窓会行事予定 (日時()は未定です)

平成24年

- 4月6日 法学部新入生オリエンテーション講演
(講師:藤田宙靖名誉教授)
- 4月20日 第1回常任理事会(ホテル法華クラブ仙台)
- 4月24日 東海支部総会(名古屋鳥久)
- 4月27日 法学部新入生歓迎会法祭大
(エルパーク仙台)
- 5月9日 学術振興基金支援グループ懇談会
(法学部小会議室)
- 6月2日 広島支部総会(鯉城会館)
- 7月6日 会計監査(法学部小会議室)
- 7月6日 学術振興基金理事会(法学部小会議室)

- 7月11日 学術振興基金申請採択連絡会
(法学部小会議室)
- 7月13日 岩手支部総会(盛岡メトロポリタンホテル)
- 7月20日 同窓会会報第39号発行
- 7月20日 青森支部総会(アラスカ会館)
- 7月25日 第2回常任理事会(ホテル法華クラブ仙台)
- 7月30日 秋田支部総会(ルポールみづほ)
- 8月24日 北海道支部総会(ビヤケラー札幌開拓使)
- 8月31日 宮城支部役員幹事懇談会
(ホテル法華クラブ仙台)
- 10月6日 平成23年度理事会
(片平 エクステンション教育研究棟)

10月(28)日	福島支部総会(杉妻会館)	平成25年
11月2日	同窓会本部・東京支部総会(学士会館)	1月25日 大阪支部総会(アサヒスーパードライ梅田)
11月9日	宮城支部総会(ホテル法華クラブ仙台)	1月30日 第3回常任理事会(ホテル法華クラブ仙台)
11月10日	新潟支部総会(新潟グランドホテル)	2月 宮城支部役員幹事懇談会 (ホテル法華クラブ仙台)
12月	東北芝蘭会総会(ホテル法華クラブ仙台)	3月26日 法学部卒業祝賀会(ホテル法華クラブ仙台)

(3) 同窓会学術振興基金

法学部同窓会学術振興基金(理事長吉田正志教授・S45年卒)では、平成23年度に①大学院生が刊行している研究紀要「東北法学」へ150千円 ②「無料法律相談所」へ85千円 ③「模擬裁判実行委員会」へ70千円 ④「法社会学研究会」へ50千円 ⑤「俱楽部国際法」へ70千円 ⑥法科大学院生の司法試験対応のための「萩法研究会」へ450千円、合計875千円の活動経費補助支出を行いました。これにより「東北法学」は紀要37号(5月)38号(11月)を刊行、「無料法律相談所」は山形県天童市で25件の出張相談を実施しました。「模擬裁判」は川内萩ホールにおいて11月19・20日に「死刑と裁判員」をテーマとする公演を行い延べ700人の観客が集まりました。「法社会学研究会」は前期に「震災対応」・後期に「教育」についての研鑽を深めました。「俱楽部国際法」は恒例の国際法模擬裁判コンクールで活躍。特に前期アジア杯では書面部門で第2位の好成績でした。「萩法研究会」は受験直前の大事な時期に震災で思うような詰めの活動ができませんでしたが、受験生の頑張りに支えられて合格ランキング上位の成績を収めることができました。

(4) 平成25年11月 会員名簿の最新版を発行します!

同窓会員相互の親睦をはかり、母校との連絡を密にするための「会員名簿」は現在平成19年度発行版が最新となっています。従来の4年ごとの発行から5年サイクルに切り替えての新しい版を平成24年度に発行しようと計画しておりましたが、昨年の東日本大震災の影響を考慮して一年先延ばしました。今般、いよいよ平成25年11月での刊行を目指し編集作業を開始しました。

手始めに今年度の会報お届けに際して、現住所データ・名簿購入予約等の確認調査ハガキを同封しております。本会から会員の皆様への「会報」等刊行物送付及び諸連絡並びに25年度会員名簿作成のための基礎データですので、出来るだけ速やかにご返送くださいようお願い申し上げます。あの人は今どうしているかな?と思ったときに、住所がわかったり、勤務先名がわかったりすることは同窓生の絆を強めてくれます。既にご退職の場合も、元の勤務先名を元○○と表示くださればそれも貴重な情報になります。支部組織や同期会・職域等で会員の皆様の名簿を最近取りまとめておられるならばそうしたデータもご提供いただけますよう、特段のご協力を重ねてお願い申し上げます。

今回調査しますデータをもとにして、最新時点での連絡不明者リストを取りまとめ、さらなるフォローアップを行う方針で臨み、「より正確な情報」を盛り込んだ名簿を作成したいと考えております。

同窓会組織にとって名簿データは文字どおり組織の生命線です。個人情報保護については万全の注意を払って、現在(株)廣済堂と機密保護・保持契約を締結して管理しております。また、第三者への開示は、本会各支部・同期会幹事、法学研究科、萩友会(地域行事案内)からの個別依頼に限定・対応しております。

平成23年度 卒年別 会費納入会員数

卒年	昭12	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	旧28	新28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
会員数	1	1	2	5	1	8	0	6	6	10	2	8	7	13	17	23	31	28	40	50	34	40	63	55	30	33
卒年	昭39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平1
会員数	48	24	29	22	48	27	30	27	28	28	24	30	17	30	17	24	22	27	17	24	13	10	18	10	12	12
卒年	平2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	院生	学生	合計
会員数	14	17	12	8	10	6	4	10	7	13	5	7	5	4	8	10	6	8	9	8	11	2	1	8	163	1488

※「院」…全ての大学院卒業・修了者を対象

1. 35年卒が最高でした。

2. 平成卒の方のご協力をよろしくお願いいたします。

支部だより

西澤香衣
道支部

は、東日本大震災の大学における被害状況を中心にお話いただいたとき、出席者一同真剣に聞き入りました。また、参加いただいた会員のみなさまから、ユーモ

最後は、鈴木さんの指名により、稻川貴之さん（H19卒）の締めの乾杯で、和やかに終了いたしました。

砂山克彦

と盛岡で開催されるという新聞記事も前会長を喜ばせていることであろう。岩手DC（デスティネーション・キャンペーン）も岩手県を舞台にし4月から6月までJRグループで開催され
る。

鳥取前支那のひとびと

ださつた方、初めてご参加ください
さつた方が例年よりも多く、同窓会の結束を感じられる会となりました。

斎藤前支部長のいとなど

ノシヨンセンターの会長もお勤めであった。学会や大会が次々と盛岡で開催されるという新聞記事も前会長を喜ばせているこ

北海道支部では、平成23年度
総会を平成23年8月26日、札幌
市中央区のビアケラ一札幌開拓
使にて開催いたしました。

当日は、同窓会本部より、水
野会長と清水事務局長にご参加
いただき、支部からは新田支部
長以下24名、総勢26名での会と
なりました。

アを交え一言ずつ近況報告がなされました。

に貴重な機会となつております。次回は、平成24年8月24日（金）18時から札幌市中央区のビアケラ一札幌開拓使（23年度と同じ場所です）で開催いたします。会員のみなさまのご参加お聞きできるようになり、非常に

会が同年7月8日おこなわれた。斎藤前支部長は沢山の肩書きを持たれ岩手の経済界をリードする立場におられたが、自らの体調を考えられて役職を退かれ、そのひとつに岩手支部長があつた。私が支部長はお元気だからと言うと「私も体調が悪いんだ」とおっしゃった。体調が

現副支部長の相原さんから新聞に「幸福量」を政治指標にと
いうテーマで記事を書かれていた。その趣旨に全く賛成であ
る。また、もう一人の副支部長は東日本大震災からの復興に忙
しく、よくテレビの画面でお目にかかる。私も支部長の地位を
後輩に譲ることを考えなければ

会

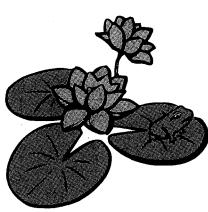
会報



また、顧問の小納正次さん（S16卒）が、平成23年10月にお亡くなりになりました。長年にわたりて、同窓会の法學部北海道支部および東北大北海道同窓会連合会（前会長）の活動にご尽力くださいました。誠に残念でなりません。この場をお借りしまして、謹んでお悔やみ申し上げます。

(北海道支部事務局 平成4年卒)

斎藤前支部長は、盛岡コンベ



三 役員幹事懇談会

(上期・下期開倦)

在仙会員所属の主要職域グ
ループ（宮城県庁・仙台市役
所・七十七銀行・東北電力・法

所 七一七銅行 東北電力 沖
曹界)に東北芝蘭会・法科大学
院部会の計七グループの現役

(宮城支部事務局長　酒井昌弘
S43年卒)

増附一見（昭和45年）

から、学生時代の講義の様子が思い出されました。

でも気軽に参加することができ、そして、参加していただい

役員、及び法学部の先生方が一堂に会し、親しく交流する貴重な機会として半年毎に開催しております。また、上期会では伏見岳人准教授に「地方利益論と政党政治－明治政治史の事例から

「総会を無事開催
する」ことができました

濱 はま
津 つ
篤 あつし

平成23年10月28日(金)に第32回東北大法同窓会福島支部総会を無事開催することができました。

「希望と相同じ」を挙げ、「むやみに絶望せず、また、安易に希望を持たず」に、今できることを高めていくしかない」との言葉を

懇親会には21名の支部会員が参加いたしました。法曹界、民間企業、行政分野などにおいて、それぞれ御活躍されている方々

日本大震災とともにその後の原
子力発電所事故の影響が依然と
して不透明な状況にあって、当
支部総会を当初の予定どおり開

御礼申し上げます。 備できることは、同窓会本部をはじめ、関係者の皆様の御協力のおかげでござります。改めて、

支部総会では、平成22年度事業報告及び決算報告、平成23年度事業計画及び予算案の審議と



福島支部

ど、サポートというものはいろいろな形が有るのだと、また教えられたひとときでした。

次回は2012年11月2日

(金) 学士会館にて本部総会と

の合同で開催の予定です。

WEBサイトも立ち上がりま

したので、是非ご覧下さい。東

北大学同窓会東京支部で検索す

ればすぐ出て来ます。

(東京支部会事務局次長

S58年卒)

毎日お昼過ぎには、社主を務

める会社に隣接する新潟グラン

ドホテルへ出向き、ラウンジ内

の、いつも同じ席でたたずんで

おられた姿を懐かしく思い浮か

べることができます。

心からご冥福をお祈り致しま

す。

新たな支部長を選出するた

め、本年11月10日(土)午後6

時から、新潟グランドホテルで

新潟支部総会を開催致します。

(S55年卒)から事務局を担当

幸いなことに、山田寿弁護士

(原祥文会員まで18名、経和会

(経済学部同窓会)から伊藤伍

郎副会長はじめ3名、合計23名

が出席いたしました。昨年の参加者は、震

災直後でもあり、東海支部会員

災地に足を運んだとか、東北旅

行を予定している、などといっ

た話をされる方もあつた。

宴の最後は参加者全員が肩を

組んで学生歌を合唱し、手締め

でお開きとなつた。

最後になりますが、この会報

(大阪・梅田フェニックスタワー

地下1階)です。受付開始時刻

の午後6時30分には、諸先輩方

をお馴染みのスーパードライ梅田

7時から、今年も大阪支部同窓

会が開催されました。場所は、

お馴染みのスーパードライ梅田

（大阪・梅田フェニックスタワー

地下1階）です。受付開始時刻

の午後6時30分には、諸先輩方

を先頭に続々と会場入り。昭和

28年卒から平成22年卒まで、50

名近くの皆様にご出席いただき

ました。

いつも暖かく後輩を見守り、新潟支部の大黒柱として、物心両面にわたり支えていただきまし

た。特に、人ととの交流を大

切にされ、地元経済界の重鎮に

もかかわらず、気さくで若い後輩へも細かな心配りをされる

ジェントルマンでした。

毎日お昼過ぎには、社主を務

めることと存じますので、ご案

内が届いていないという方は、ぜひ私宛にご一報いただければ

と存じます（連絡先052-221-6871（野浪・梶田法律事務所））。

まず総会の議事に入ったが、議題である決算承認の件は直ちに承認され、引き続いて把握

に承認され、引き続いて把握

に承

知りました。久しぶりに、母校を歩いてみて、懐かしさもありましたが、大学施設の被害状況を目の当たりにして、水野同窓会長のメッセージを思い出しました。

遠い広島支部から、母校や第一の故郷である仙台の復興を願いつつ、微力ではありますがないとお手伝いをしていきたいと考えております。

以前「日本の先輩後輩の関係は、洗練された開明的な上下關係だ。」との評があることを樋口陽一先生から伺っていたところがあり、正にこの集いも、さだめしかかる雰囲気に終始しているようです。いつも寛いだ開

又期せずして、この四月上陸された「わが心の中善徒歩旅行（中善はぎの会）につき、大林菅原さん（昭39卒）から披露され伝統の連帯感を共にすることができました。鬼籍に入られた方々も悼みつつ、後輩達の発展ぶりも窺い知ることができてご師徳の感慨を新たにした次第です。中善並木のそくら、ことは四月二十五、六日頃満開でしたとのことと清水事務長からの報せです。

会席では、昭和43年講書始「家族史の研究」から先生の声を拝聴し、あの講義様子を偲びました。坪井さま（ご遺族）始め沖縄の兼城さん（昭34卒）北海道の笠井、今野さん、岡山の阿部さん、金沢の菅井さん、仙台から深谷、小山さん等遠来の方々からもスピーチいただきました。明年は、四月十三日（土）の予定です。東北の復興と国の發展を祈り、互いに健安にて親しく交流できる機会となるよう望んでおります。

す。そして、その開催日は、この数十年「35」に因んで、毎年「3月5日」と決め、開催場所も、普段は東京で、節となる年（凡そ5年毎、最近では一昨年入学50年時）は仙台方面で・・といふように決まっております。

幹事役は、以前は就職した業種単位で輪番に担当してきましたが、ほとんどの方が現役を引退した昨近は、あいうえお順で持ち回りしております。と言ふわけで、今年は、私ども「ま行ーわ行」の連中が幹事役を担当した次第です。

（鎌倉中善会）
冲和のつどい

知りました。久しぶりに、母校を歩いてみて、懐かしさもありましたが、大学施設の被害状況を目の当たりにして、水野同窓会長のメッセージを思い出しました。

遠い広島支部から、母校や第一の故郷である仙台の復興を願いつつ、微力ではありますがないとお手伝いをしていきたいと考えております。

以前「日本の先輩後輩の関係は、洗練された開明的な上下關係だ。」との評があることを樋口陽一先生から伺っていたことがあります。正にこの集いも、さだめしかかる雰囲気に終始しているようです。いつも寬いだ門日月です。

毎回、惜しみなく会務を司る小野さん（昭35卒）からは、前以て冲和会ニユースとして会員の近況や心境などお知らせいただいています。加えて今回は水野先生の「法学部の魅力って何？」（蟹雪時代）「災害と想像

又期せずして、この四月上陸された「わが心の中善徒歩旅行（中善はぎの会）につき、大林菅原さん（昭39卒）から披露され伝統の連帯感を共にすることができました。鬼籍に入られた方々も悼みつつ、後輩達の発展ぶりも窺い知ることができてご師徳の感慨を新たにした次第です。中善並木のそくら、ことは四月二十五、六日頃満開でしたとのことと清水事務長からの報せです。

会席では、昭和43年講書始「家族史の研究」から先生の声を拝聴し、あの講義様子を偲びました。坪井さま（ご遺族）始め沖縄の兼城さん（昭34卒）北海道の笠井、今野さん、岡山の阿部さん、金沢の菅井さん、仙台から深谷、小山さん等遠来の方々からもスピーチいただきました。明年は、四月十三日（土）の予定です。東北の復興と国の發展を祈り、互いに健安にて親しく交流できる機会となるよう望んでおります。

す。そして、その開催日は、この数十年「35」に因んで、毎年「3月5日」と決め、開催場所も、普段は東京で、節となる年（凡そ5年毎、最近では一昨年入学50年時）は仙台方面で・・といふように決まっております。

幹事役は、以前は就職した業種単位で輪番に担当してきましたが、ほとんどの方が現役を引退した昨近は、あいうえお順で持ち回りしております。と言ふわけで、今年は、私ども「ま行ーわ行」の連中が幹事役を担当した次第です。



平成24年度
「35」会開催されるー

平成24年度
「35J会」開催される！

この3月5日、恒例の「35J会」が開催されました。

「35J会」とは昭和35年法学部入学仲間の会合です。入学会が一緒でも、諸般の事情から卒業年次は結構ばらついていることから、私達は最初から入学年次で集まつて、「35J会」として毎年開催しております。

今回の参加者は、関西および仙台からも駆けつけて頂き、44名を数え、会は、この1年の間に亡くなられた4人の仲間（馬瀬隆之君、今野厚君、中野穎人君、日出英輔君）と東日本大震災で亡くなられた方々への黙祷が行われ、3月5日（月）12時より東京駅・八重洲口の八重洲富士屋ホテルで開催されました。



K俳壇で一席入選となつた黒田君の「落葉三つ四つ庭の手柄なり」が披露され、併せて、東日本大震災を詠んだ句「わたくみの一撃春の昼を割き」「三月の十日に続く大きな忌」等の紹介があり、震災への思いを新たにしました。

昭和三十六年卒業生を中心とした萩偲会が、卒業五十周年を記念し、十月二十五日昼高輪の和彌館に集いました。

昭和三十六年卒業生を中心とした萩偲会が、卒業五十周年を記念し、十月二十五日昼高輪の和彌館に集いました。

昭和三十六年卒業生を中心とした萩偲会が、卒業五十周年を記念し、十月二十五日昼高輪の和彌館に集いました。

昭和三十六年卒業生を中心とした萩偲会が、卒業五十周年を記念し、十月二十五日昼高輪の和彌館に集いました。

萩偲会

る乾杯の後、吉田幹事から本会発足以来の経緯と近況報告があり、改めて旅行や様々な会合等

ら高山君、盛岡から岩淵・吉田両君、仙台から小山・赤木両君、古越両君、神戸から岡田・沖両君。

萩偲会卒業五十周年の集い

恒例の全員一分間スピーチにて記念事業は何かなからうかと思案のところ、仙

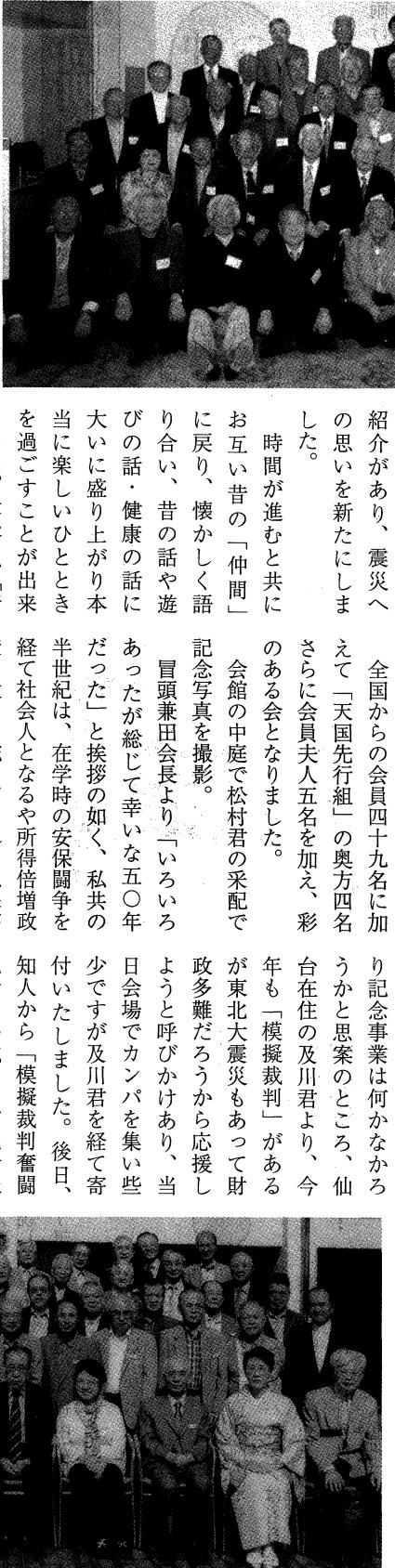
窓に結んだ縁が世に出た後の人

は、皆さん一分間で終わらず、様々な活動の中で交流を深めて

きましたことを回想し、杜の都の学

校にて、昭和三十六年卒業生を中心とした萩偲会が、卒業五十周年を記念し、十月二十五日昼高輪の和彌館に集いました。

昭和三十六年卒業生を中心とした萩偲会が、卒業五十周年を記念し、十月二十五日昼高輪の和彌館に集いました。



と横山君から、東日本大震災についての仙台の仲間の状況（皆さん大変な目にあつたが、幸いに亡くなつた方はいない）や母校・東北大の被害・復興計画の状況などを詳しく伺い、政治のもつべきを嘆くと共に、一日、今年の幹事／陸田達夫、茂又、辺幸男、松田純司（記）

仙台から代表参加した清水君写真を撮つて、元氣で来年の再会を約束して散会しました。次回は、あ行が幹事です。写真はその時の記念写真です。写真の顔はいかにも「老人」ですが、気持と心はみんな「青年」ですよ！

葉燃ゆる」を全員で歌い、記念度成長による世界第二位の GDP国への発展、そしてバブル崩壊、現在の経済低迷と大きなうねりの中でそれぞれが歴史に参画した立場からは誇りと憾みが混在しながらも無事に生きて、一同会せられたことは何よりも幸せと言えるでしょう。

今年の幹事／陸田達夫、茂又、辺幸男、松田純司（記）

会は、大概君の名司会で進められ、物故者三十名への默祷、とで、全国から駆け付け

てくられました。北海道か桃井君（佐渡在住）の発声によ

おくやみ (敬称略)

(平成二十三年度に判明された方)

逝去年月	卒年	
H21.12	H22.11	船水 宏殿
H21.12	H22.11	本間 力殿
H21.12	H22.11	阿部 和男殿
畠中	H22.11	小堀 勝義殿
和泉	H22.11	小野寺 厚殿
俊雄殿	H22.11	池島十志夫殿
S27.3	S28.3	酒井孝太郎殿
S27.3	S28.3	田内 武男殿
S27.3	S28.3	(不明) 佐藤 洋殿
S27.3	S28.3	H23.10 加藤 正吾殿
S27.3	S28.3	H23.10 松本亥三郎殿
S27.3	S28.3	H23.10 佐藤 洋殿
S27.3	S28.3	H23.10 林 良平殿
S27.3	S28.3	H23.10 小納 正次殿
S27.3	S28.3	H23.10 菊池 博昌殿
S27.3	S28.3	H23.10 田中 彌六殿
S27.3	S28.3	H23.10 新津 義雄殿
S27.3	S28.3	H23.11 中村 泰男殿
S27.3	S28.3	H23.11 柳本 佐朝殿
S27.3	S28.3	H23.11 手塚 正夫殿
S27.3	S28.3	H23.11 百崎 平三殿
S27.3	S28.3	H23.11 嶺岸起志夫殿
S27.3	S28.3	H22.12 若林 一郎殿
S27.3	S28.3	H22.12 井島 誠夫殿
S27.3	S28.3	H22.12 井上 英昌殿
S27.3	S28.3	H22.12 和泉 常夫殿
S27.3	S28.3	H22.12 菅野 彬郎殿
S27.3	S28.3	H22.12 俊雄殿

【会員の皆様へのお願い】

一、年会費(3000円)の振込は忘れない

前払の学生・十年未満の終身会員・特別会員を除く全員

二、「特別寄付金」の受付は、何時でもOKです

卒業年・氏名・特別寄付金であることを明記願います

前払の学生・十年未満の終身会員・特別会員を除く全員

同窓会の役員になり、積極的に協力する

本部・支部・同期会・各種グループを問わない

(TEL・FAX・メールいづれでもOK)

会活動推進のエネルギーです

感謝の意を表す

(清水)

編集後記

で、今後もよろしくお願ひいたします。

○東日本大震災から1年が過ぎ、法学部第一講義室と第二講義室を結ぶ2階廊下の修復が進んでいます。学内行事はほぼ平常に復帰して例年通りの学園生生活が戻つきました。しかし仙台市内では以前にもましてビルやマンションでの補修工事が目につきます。青葉城跡でも大型バスの入る駐車場屋の崩落がひどく、コンクリートの防護壁設置工事が行われ緑の風情が失われました。隅櫓から城跡に上る坂道はまだ閉ざされています。沿岸被災地では未だに津波被害の跡が色濃く残つたままで、復興の足取りはなかなか進んでいないよう見受けられます。

○各支部で開催された支部会合に足を運び、学内状況・震災状況を伝え続けた一年でした。それぞの場所でお寄せいただいた関心の高さ・お見舞いや激励に元気づけられました。あらためてお札を申し述べます。本部だよりもご報告してあります。○現在当同窓会には十二の支部があります。その中でしばらくない間に見受けられます。

○現在当同窓会には十二の支部があります。その中でしばらくない間に見受けられます。

○北海道支部会合に参加した折、北大の総合博物館を訪れました。東北帝国大学時代からの大学の発展が見事に整理され展示されており、本学でも史料館の拡充が需要ではないかとの思いの発露と有り難く受け止めています。同窓会費は同窓会活動推進のエネルギーです